

新旧対照表

改正後	改正前
<p>○表紙</p> <p style="text-align: center;">水戸市障害福祉サービス等支給決定基準</p> <p style="text-align: center;">令和3年 水戸市</p> <p>○（6ページ） 自立生活援助の更新回数</p> <p>9 訓練等給付における標準利用期間を超える期間の支給決定</p> <p>訓練等給付のうち、サービス利用の長期化を防ぐために標準利用期間の定められたサービス（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助（地域移行型ホーム、サテライト型住居に限る。）及び自立生活援助について、利用者より標準利用期間を超えて継続の申請があった場合には、事業者が提出した「標準利用期間終了における支給決定の更新に関する意見書」を審査会に提示して個別審査又は意見聴取を行い、市はそれを踏まえて支給決定を行うものとする。</p> <p>審査会において必要性が認められた場合、最大1年間の更新が可能である（原則1回。<u>ただし、自立生活援助については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能。</u>）共同生活援助（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）におけるサテライト型</p>	<p>○表紙</p> <p style="text-align: center;">水戸市障害福祉サービス等支給決定基準</p> <p style="text-align: center;">令和2年 水戸市</p> <p>○（6ページ） 自立生活援助の更新回数</p> <p>9 訓練等給付における標準利用期間を超える期間の支給決定</p> <p>訓練等給付のうち、サービス利用の長期化を防ぐために標準利用期間の定められたサービス（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助（地域移行型ホーム、サテライト型住居に限る。）及び自立生活援助について、利用者より標準利用期間を超えて継続の申請があった場合には、事業者が提出した「標準利用期間終了における支給決定の更新に関する意見書」を審査会に提示して個別審査又は意見聴取を行い、市はそれを踏まえて支給決定を行うものとする。</p> <p>審査会において必要性が認められた場合、最大1年間の更新が可能である（原則1回）。共同生活援助（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）におけるサテライト型住居は、入居から3年間を超える支給決定の更新の申請があった場合には、審査会の意見を聴き、引き続き、サテライト型住居を</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>住居は、入居から3年間を超える支給決定の更新の申請があった場合には、審査会の意見を聴き、引き続き、サテライト型住居を利用することにより一般住宅等への移行が見込まれる場合等については支給決定を更新することが可能である。</p> <p>サービス毎の標準利用期間については次（Ⅱ各論）に定めるところによる。</p> <p>○サービス毎の審査会の運営方法について</p> <p>(1) 自立訓練（機能訓練）・・・・・・個別審査</p> <p>(2) 自立訓練（生活訓練）・・・・・・個別審査</p> <p>(3) 就労移行支援・・・・・・個別審査</p> <p>(4) 宿泊型自立訓練・・・・・・意見聴取</p> <p>(5) 共同生活援助（グループホーム）・・・意見聴取※サテライト型住居に限る</p> <p>(6) 自立生活援助・・・・・・個別審査</p> <p>○17 ページ 居宅介護のヘルパーによる育児支援の根拠通知</p> <p>育児は、利用者（親）が本来家庭内で行うべき支援を代替するものであり、次の(1)～(3)のいずれにも該当する場合に利用者、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて「居宅介護」、「重度訪問介護」の対象範囲に含める。</p> <p>(1) 利用者が障害によって家事や付添が困難な場合</p> <p>(2) 利用者の子供が一人では対応できない場合</p> <p>(3) 他の家族等による支援が受けられない場合</p> <p>●育児支援の内容</p>	<p>利用することにより<u>単身生活</u>への移行が見込まれる場合等については支給決定を更新することが可能である。</p> <p>サービス毎の標準利用期間については次（Ⅱ各論）に定めるところによる。</p> <p>○サービス毎の審査会の運営方法について</p> <p>(1) 自立訓練（機能訓練）・・・・・・個別審査</p> <p>(2) 自立訓練（生活訓練）・・・・・・個別審査</p> <p>(3) 就労移行支援・・・・・・個別審査</p> <p>(4) 宿泊型自立訓練・・・・・・意見聴取</p> <p>(5) 共同生活援助（グループホーム）・・・意見聴取※サテライト型住居に限る</p> <p>(6) 自立生活援助・・・・・・個別審査</p> <p>○17 ページ 居宅介護のヘルパーによる育児支援の根拠通知</p> <p>育児は、利用者（親）が本来家庭内で行うべき支援を代替するものであり、次の(1)～(3)のいずれにも該当する場合に利用者、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて「居宅介護」、「重度訪問介護」の対象範囲に含める。</p> <p>(1) 利用者が障害によって家事や付添が困難な場合</p> <p>(2) 利用者の子供が一人では対応できない場合</p> <p>(3) 他の家族等による支援が受けられない場合</p> <p>●育児支援の内容</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) 哺乳, 乳児浴, 乳児の健康把握の補助</p> <p>(2) 児童の健康な発達, 特に言語発達を促進する視点からの支援</p> <p>(3) 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読, 助言, 保育所・学校等への連絡援助</p> <p>(4) 利用者へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除, 洗濯, 調理等</p> <p>※「障害者総合支援法上の居宅介護(家事援助)等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡 令和3年7月12日)</p> <p>○23 ページ 療養介護の対象者</p> <p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え, 常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者</p> <p><u>(1) 障害支援区分6に該当し, 気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</u></p> <p><u>(2) 障害支援区分5以上に該当し, 次の①から④のいずれかに該当する者であること</u></p> <p>①重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者</p> <p>②医療的ケアの判定スコアが16点以上の者</p> <p>③障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(項目)の合計点数が12点以上である者であって, 医療的ケアの判定スコアが8点以上の者</p>	<p>(1) 哺乳, 乳児浴, 乳児の健康把握の補助</p> <p>(2) 児童の健康な発達, 特に言語発達を促進する視点からの支援</p> <p>(3) 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読, 助言, 保育所・学校等への連絡援助</p> <p>(4) 利用者へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除, 洗濯, 調理等</p> <p>※「障害者自立支援法上の居宅介護(家事援助)等の業務に含まれる「育児支援」について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡 平成21年7月10日)</p> <p>○23 ページ 療養介護の対象者</p> <p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え, 常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者</p> <p><u>(1) 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器により呼吸管理を行っている者であって, 障害支援区分が区分6の者</u></p> <p><u>(2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって, 障害支援区分が区分5以上の者</u></p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>④遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者</u> <u>(3) (1)及び(2)に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学</u> <u>的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要</u> <u>する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者</u> <u>※医療的ケアの判定スコアはP58～59に掲載。また、水戸市ホームページからダウンロード可能。</u></p> <p>○25 ページ 短期入所の留意事項を追加（医療型短期急所の対象者）</p> <p>長期（連続）利用日数については、原則 30 日を限度とする。なお、年間利用日数については、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間 180 日を超えないようにしなければならない。</p> <p><u>医療型短期入所の報酬算定を行うための対象者要件</u></p> <p><u>(1) 18 歳以上の利用者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>区分 6 に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</u> ・ <u>区分 5 以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者</u> ・ <u>重症心身障害者</u> ・ <u>区分 5 以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者</u> ・ <u>区分 5 以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者</u> <p><u>(2) 障害児</u></p>	<p>○25 ページ 短期入所の留意事項を追加（医療型短期急所の対象者）</p> <p>長期（連続）利用日数については、原則 30 日を限度とする。なお、年間利用日数については、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間 180 日を超えないようにしなければならない。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>・ 重症心身障害児</p> <p>・ 医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児</p> <p><u>※医療的ケアの判定スコアはP58～59に掲載。また、水戸市ホームページからダウンロード可能。</u></p> <p>○28 ページ 自立訓練（機能訓練）の支給期間</p> <p>○29 ページ 自立訓練（生活訓練）の支給期間</p> <p>○30 ページ 宿泊型自立訓練の支給期間</p> <p>○31 ページ 就労移行支援の支給期間</p> <p>※今回の制度改正に伴うものではなく、従来の内容を改めて明記</p> <p><u>なお、支援目標の達成が明らかであり、かつ、審査会がその必要性を認めた場合に限り、標準利用期間後、必要最低限の期間（最長12か月）を支給する。</u></p> <p>○35 ページ 就労定着支援の支給期間</p> <p>※今回の制度改正に伴うものではなく、従来の内容を改めて明記</p> <p>1か月を単位として、支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内（支給開始日が1日の場合は1年以内）。標準利用期間は3年。<u>標準利用期間を超えて更新することはできない。</u></p>	<p>○28 ページ 自立訓練（機能訓練）の支給期間</p> <p>○29 ページ 自立訓練（生活訓練）の支給期間</p> <p>○30 ページ 宿泊型自立訓練の支給期間</p> <p>○31 ページ 就労移行支援の支給期間</p> <p>ただし、審査会において必要と認められた場合は、最大1年の更新ができる。</p> <p>○35 ページ 就労定着支援の支給期間</p> <p>1か月を単位として、支給開始日から同月末までの期間+最大1年以内（支給開始日が1日の場合は1年以内）。標準利用期間は3年。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>○41 ページ 児童発達支援の留意事項を追加（医療的ケア児）</p> <p><u>医療的ケアを必要とする児童が利用を希望する場合、必要な医療的ケアや、見守りの必要性等を主治医に判定してもらい、その「判定スコア」を市町村またはサービスを受ける事業所に提出する必要がある。ただし、事業所が算定する報酬によっては、主治医による判定が不要な場合がある。</u></p> <p><u>※医療的ケアの判定スコアはP58～59に掲載。また、水戸市ホームページからダウンロード可能。</u></p> <p>○43 ページ 放課後等デイサービスの留意事項を追加（医療的ケア児）</p> <p>18歳未満の障害児を対象としているが、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している場合、20歳に達するまで利用できる（ただし、生活介護その他の支援を受けることができる場合を除く）</p> <p>※令和元年障害児通所給付費に係る通所決定事務等についてP14</p> <p><u>医療的ケアを必要とする児童が利用を希望する場合、必要な医療的ケアや、見守りの必要性等を主治医に判定してもらい、その「判定スコア」を市町村またはサービスを受ける事業所に提出する必要がある。ただし、事業所が算定する報酬によっては、主治医による判定が不要な場合がある。</u></p> <p><u>※医療的ケアの判定スコアはP58～59に掲載。また、水戸市ホームページからダウンロード可能。</u></p>	<p>○41 ページ 児童発達支援の留意事項を追加（医療的ケア児）</p> <p>○43 ページ 放課後等デイサービスの留意事項を追加（医療的ケア児）</p> <p>18歳未満の障害児を対象としているが、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している場合、20歳に達するまで利用できる（ただし、生活介護その他の支援を受けることができる場合を除く）</p>

改正後	改正前																																															
<p>〇58 ページ 医療的ケア判定スコアの追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">別紙1</p> <h3 style="text-align: center;">障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア（医師用）</h3> <p>医療的ケア判定スコアは、医療的ケアを必要とする者が障害福祉サービス等（通所サービスや（短期）入所施設等）を利用するにあたり、その程度の看護職員の配置を必要とするかを判断するためのスコアです。患者が必要とする医療的ケア等について、下記の記載事項に沿って記載をお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">医療機関 住所</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">〒 - -</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">連絡先電話番号</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">-</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">患者氏名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">患者生年月日</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">初回判定年月日 （新規記入欄）</td> <td style="text-align: center;">(ふりがな)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">判定年月日</td> <td style="text-align: center;">判定氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">NPO等から選任した児童の保護者の負担軽減の必要性</p> <p>※ NPO等から選任して頂けない（仮しは譲渡する予定の）児童の場合は譲渡先施設に「用」に○を付けてください。そうでない場合は「無」に○を付けてください。</p> <p>※ 在宅における児童の養育に係る負担が重く、ホームヘルパーやショートステイ等の必要があると認められる場合は「有」に○を付けてください。そうでない場合は「無」に○を付けてください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">①更新判定 (2欄目記入欄)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">判定年月日</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">更新氏名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">連絡先電話番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ふりがな)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②高度更新判定 (3欄目記入欄)</td> <td style="text-align: center;">判定年月日</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">更新氏名</td> <td style="text-align: center;">連絡先電話番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ふりがな)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </table> <p>※ 障害福祉サービスは1年に1回程度（サービスによっては3年に1回程度）更新が必要です。更新時に最新の医療的ケア判定スコアの申請に変更がない場合は、上記の「更新判定（または高度更新判定）」の欄に、判定年月日、更新氏名、連絡先電話番号のみを記入して、申請書に添付してください。医療的ケアの対応に変更があった場合は、新たに判定スコアを申請してください。</p> <p style="text-align: center;">----- 裏面の医療的ケア判定スコア 記載要領 -----</p> <p>【基本スコア】 申請者が日中及び夜間においてそれぞれ必要とする医療的ケア（診療の補助行為）について、該当する行為に2を付けてください。 ※ 「日中は障害児者が通所サービス事業所を利用する時間帯（朝～夕方）」「夜間」とは障害児者が短期入所施設を利用する深夜帯を含めた全時間帯を指します。</p> <p>【見守りスコア】 いわゆる「動く」医療的ケア受者が、自然運動等により設置されている医療機器の作動等を妨げる可能性があるかどうかを評価します。該当する医療的ケアがある場合に、見守りスコアの基準（目安）を参考に該当する見守りの程度のうちいずれか一つに2を付けてください。</p> </div>	医療機関 住所	〒 - -	連絡先電話番号	-	患者氏名	患者生年月日	年	月	日	初回判定年月日 （新規記入欄）	(ふりがな)				判定年月日	判定氏名				①更新判定 (2欄目記入欄)	判定年月日	年	月	日	更新氏名	連絡先電話番号	(ふりがな)						-	②高度更新判定 (3欄目記入欄)	判定年月日	年	月	日	更新氏名	連絡先電話番号	(ふりがな)						-	
医療機関 住所	〒 - -																																															
連絡先電話番号	-																																															
患者氏名	患者生年月日	年	月	日																																												
初回判定年月日 （新規記入欄）	(ふりがな)																																															
判定年月日	判定氏名																																															
①更新判定 (2欄目記入欄)	判定年月日	年	月	日	更新氏名	連絡先電話番号																																										
(ふりがな)						-																																										
②高度更新判定 (3欄目記入欄)	判定年月日	年	月	日	更新氏名	連絡先電話番号																																										
(ふりがな)						-																																										

改正案

改正前

○59 ページ 医療的ケア判定スコアの追加

障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア(仮採用)		基本スコア		見守りスコア		見守りスコアの基準(目安)		見守り等の場合(注)
医療的ケア(診療の提供行為)	基本スコア 目印	目印	基準	基本スコア	目印	基準	見守り等の場合	見守り等の場合
1. 人工呼吸器、鼻や口の経管挿入、パップーカニードル、吸引の経管挿入、呼吸器の調整、経管調整等の実施行為並びに口管理 2. 人工呼吸器及び経管調整等の実施行為の監視行為並びに人工呼吸器及び経管調整等の実施行為の監視行為の監視行為並びに人工呼吸器及び経管調整等の実施行為の監視行為の監視行為	0	0	0	10点	0	0	見守り等の場合 見守り等の場合 見守り等の場合	見守り等の場合 見守り等の場合 見守り等の場合
3. 鼻経管エアウェイの管理	0	0	0	5点	0	0	見守り等の場合 見守り等の場合	見守り等の場合 見守り等の場合
4. 経管挿入	0	0	0	5点	0	0	見守り等の場合 見守り等の場合	見守り等の場合 見守り等の場合
5. 吸引(口鼻吸引、経管吸引)	0	0	0	5点	0	0	見守り等の場合 見守り等の場合	見守り等の場合 見守り等の場合
6. ホットパイプの管理	0	0	0	5点	0	0	見守り等の場合 見守り等の場合	見守り等の場合 見守り等の場合
7. 経管調整	0	0	0	5点	0	0	見守り等の場合 見守り等の場合	見守り等の場合 見守り等の場合
8. 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈留置、経管留置、経管留置)	0	0	0	5点	0	0	見守り等の場合 見守り等の場合	見守り等の場合 見守り等の場合
9. 皮下注射 注1) 皮下注射(インスリン、麻薬など) 注2) 経管下注剤の点滴管理	0	0	0	5点	0	0	見守り等の場合 見守り等の場合	見守り等の場合 見守り等の場合
10. 点眼薬(経管留置薬による点眼薬を含む) 注1) 点眼薬(経管留置薬による点眼薬を含む) 注2) 点眼薬(経管留置薬による点眼薬を含む)	0	0	0	5点	0	0	見守り等の場合 見守り等の場合	見守り等の場合 見守り等の場合
11. 経管留置薬(経管留置薬)	0	0	0	5点	0	0	見守り等の場合 見守り等の場合	見守り等の場合 見守り等の場合
12. 薬液 注1) 経管留置薬(経管留置薬) 注2) 経管留置薬(経管留置薬)	0	0	0	5点	0	0	見守り等の場合 見守り等の場合	見守り等の場合 見守り等の場合
13. 経管調整 注1) 経管調整 注2) 経管調整	0	0	0	5点	0	0	見守り等の場合 見守り等の場合	見守り等の場合 見守り等の場合
14. 経管留置薬(経管留置薬) 注1) 経管留置薬(経管留置薬) 注2) 経管留置薬(経管留置薬)	0	0	0	5点	0	0	見守り等の場合 見守り等の場合	見守り等の場合 見守り等の場合

新旧对照表

--	--

新旧对照表